

令和8年 9月 3日
山梨県総合県民支援局県民生活支援課
課長 切刀 美奈子
電話 055-223-1588 (内線 1600)

報道関係者各位

令和8年度「第1回山梨県消費生活審議会」の開催について

県では、消費生活を取り巻く現状や諸課題への対応状況を報告するとともに、今後の消費者行政及び消費者教育の推進に向けて意見を伺うため、令和8年度第1回山梨県消費生活審議会を開催します。

山梨県消費生活審議会は、「山梨県消費生活条例」第31条の規定に基づき、県民の消費生活の安定及び向上に関する基本的事項を調査審議するため、知事の附属機関として設置しています（S50 設置 H17「山梨県消費生活審議会」に改称）。

なお、本審議会は、「消費者教育の推進に関する法律」に基づく「消費者教育推進地域協議会」の機能を併せ持っており、平成25年度から同協議会としての役割も担っています。

- 1 日時 令和8年9月10日（木）午前10時～11時30分（予定）
- 2 場所 ぴゅあ総合 2階 中研修室
（山梨県立男女共同参画推進センター 甲府市朝気1-2-2）
- 3 内容 （1）「第2次山梨県消費者基本計画」の達成状況と取組状況について
（2）「第3次山梨県消費者基本計画」の概要と取組状況について
（3）県民生活センターにおける最近の消費生活相談等の概要について
（4）その他

4 取材について

審議会終了後、県民生活支援課長の切刀が取材対応を行います。

問い合わせ先
消費生活・食の安全担当 千野
電話：055-223-1588(内線 2274)